

9月定例会一般質問

東日本大震災から半年を迎えようとしております。

大震災の復旧・復興には、・想定外の未曾有の大津波被害、・さらに原発事故による放射能被害が加わり、・復興財源の確保も厳しい状況の中で、将来に禍根を残さないよう、想定外の多様な未知の課題・問題を、正しくクリアしてゆかねばならない様であります。

しかし、テレビ新聞等のマスコミ情報を通して明らかなように、政府の対応・決断のまずさから復旧復興には、中々加速が加わらない状況でありましたが、やっと、新しいリーダー・野田総理の元で、堅実な政策が進みそうな気配がいたします。今迄の遅れを一刻も早く取り戻すべく期待するところであります。

大震災発生直後の状況や、わずか半年程度の経過を見て、適格な地域防災対策に反映できる戦術・方策が見つかるとは思いません。

しかし「今回の東日本大震災は、他人事にはしておけない」と云う事については、全員が共通認識を持たねばならないと存じます。

私達の伊勢志摩地域は、東海・東南海・南海地震が連動して同時発生する確率も高く、地震規模も今回と匹敵するようであります、震源地は、プレートと南海トラフの関係で今回よりは近いと云われております。

又、津波の第一波到着時間も最短で10～15分と推測され、被害状況は東日本大震災以上になると、危惧されております。

こうした、心配の想いから、先の6月定例会に引き続き、角度を変えて、地震津波防災に関する質問を行います。

まず1問目です。

1) 先の6月定例会では、多くの議員から地域防災計画、地震津波避難対策等の見直しに関する質問が集中しました。

しかし乍ら、「防災ハザードマップの見直し」に対しての答弁に代表される様に、市当局の答弁は「国の中央防災会議・県の被害想定調査結果を待つから、早急に見直しを行いたい」と云う先送りの答弁でありました。

その当時は、致し方ないとは思いますが。

現在の地域防災室は、震災後の各地域からの要望に対する処理と、一時避難場所・避難経路の見直し検証を行っている様であります

今後、地域防災計画を押し進めるにあたり、市当局として東日本大震災から得た「教訓」を伺います。

次に2問目として

今回のような巨大地震・大津波発生による大災害の時は、「まず逃げる」「人的被害を最小化」する事が基本命題であります。以前から有った「自助・共助・公助」の考え方思想は、阪神大震災以降に、大きく定着しました。

今回のように、津波が伴う地震が発生した時は、自分の命を守るために高台へ避難しなければならない。いわゆる「自助行動であり、この事は住民の責務」と云えます。

一方、「公助としての行政の責務」は、住民の「自助行動」を支援する為に、①的確な情報提供・②避難通路や避難場所の確保・③基本的なハード整備による被害軽減といった環境整備・④救難救助などの対策を総合的に実施・取り組むことではないかと思えます。

こうした観点から、

2-1) 今回のような巨大地震・大津波発生を想定した時の、情報提供の現状と課題を伺います。(ソフト面での危険性)

- ① 地震発生後に、最短で10~15分で津波第一波の到着が想定されていますが、情報提供の周知手段について大丈夫か？
- ② 東日本大震災・津波発生時の避難指示に対して、住民の避難率が低い実態がありました。この事の改善策について、
- ③ 志摩市は観光地でもあります。外国人も含めて、市外からの観光客等の来訪者への緊急情報提供について、現状の体制で大丈夫なのか？
- ④ 災害時要援護者対策として、「情報提供・伝達方法」についてルール・対応は大丈夫なのか？

2-2) 予防対策・被害軽減策となる、基本的なハード整備などの環境整備の現状と課題を伺います。(ハード面での危険性)

- ① 志摩市内の海岸堤防の耐震性の確認は出来ているのか？
- ② 志摩市内の液状化の心配箇所の把握は出来ているのか？
- ③ 避難所の中で、耐震化基準をクリアして、海拔高さ20mまたは15mを確保している使用可能な公共施設の具体場所を伺います。
*緊急の時の避難場所として、お願いする事があるかも知れない、民間施設についても、状況把握しておく必要があると考えます。

所見を伺います。

- ④ 海拔高さ20mまたは15mを確保している一時避難場所は、何ヵ所なのか？ 町別に具体的に教えてください。
- ⑤ 市内の漁港に設備されている、漁業関係団体の建物、製氷・冷蔵冷凍施設等への対策指導はどうなっているのか？

以上で、壇上からの質問といたします。

沢山の質問をしましたが、簡潔に答弁願います。

答弁を戴きましたのちに、再質問・関連質問は、自席にて行います。

答 弁

市長（大口秀和）

東日本大震災から学んだ教訓としまして、震災後の市当局での現状把握のあり方、その後の指示のあり方について学んでまいりました。

未曾有の災害に対しては、組織に頼らず、日頃から災害の発生に備え、各自、各家庭等でみずからが対策をとることが肝要で、また重要であります。

東日本大震災では、水産関係で大きな被害が出ましたが、人的な被害は「ゼロ」でした、しかし、津波に対する意識への啓発など、課題、問題点が浮き彫りとなりました。

津波警報が発表され避難指示が発令されたにもかかわらず、避難率が低かったことは報道で御存じだと思います。

この対策として、広報誌やケーブルテレビなどの活用や、防災指導員による防災出前講座の積極的活用を自治会などに呼びかける等、市民の津波被害に対する防災意識の向上を図っております。

ちなみに防災出前講座は、平成22年度の講演数は9回、受講者数が約600人でしたが、今年度は東日本大震災後、講演の依頼も多く、日、祭日、昼夜にかかわらず、防災指導員が地域に出向き講座を開催しております。

9月末の実績として、自治会、老人会、中学校、高等学校、志摩医師会などから8回の講演の依頼、約1,200人の参加をいただいております。パソコンを活用し、画面映像により、わかりやすい講座で好評を得ています。

志摩市も震災後に、市内の避難場所、避難経路などの海拔調査を行い、現在、各自治会単位で現地調査を実施しております。

自治会から、避難が安全・かつ迅速に行えるよう、市道の危険箇所の改修や避難階段などへの手すりの設置並びに避難誘導灯の設置などの要望がございます。

要望箇所の一部につきましては、今回の9月補正で対応を行っております。更なる要望箇所につきましては、新年度の当初予算編成までに取りまとめを行い、改修などに取り組んでいく予定でございます。

9月10日に、大王町波切漁港で津波を想定した志摩市総合防災訓練を実施します。訓練内容は、防災関係機関、地域住民並びに災害応援協定業者も含め、民間の活力を生かした官民一体の防災力の強化を図ることを目的に実施をいたします。

大震災の復旧復興が進まない現実問題として、仮設住宅の建設遅れ・瓦礫の処理などが有ります。志摩市も仮設住宅用地並びに瓦礫の一時置き場所として活用できる防災空き地の確保に努めています。

現在、浜島町で約8,000平方メートル、阿児町では約3,000平方メートルを予定しております。今後も各町に確保する方向で整備をしていきたい。

訓練で行う初歩的、基本的なことを確実に行うことが災害時の生存、安全を大きく左右します。今後も市民一人一人がみずから自分の身を守る、自助の力を強化することを重点的に取り組んでいきたいと考えております。

巨大地震・大津波発生を想定したときの「ソフト面」の情報提供等、現状、課題についてお答えいたします。

まず一つ目の地震発生後、情報提供の周知についてお答えいたします。

志摩市には最大波の津波が15分前後の時間で到達しますが、その際の緊急情報の提供につきましては、防災行政無線の活用になります。

市の防災行政無線と消防庁が開発整備した全国瞬時警報システム（J-ALERT）との連動により、緊急情報を職員の介入なしに自動で市民の皆さんに伝えることができます。日中であればテレビ、ラジオなどからも緊急情報を得ることができますが、特に夜間で市民の皆様が寝静まったときなどに威力が発揮されます。屋外に設置の屋外拡声子局と各世帯などに設置の戸別受信機により、瞬時に緊急情報をお伝えすることができます。また、停電時においても、非常用電源により情報の提供は可能であります。

次に二つ目の避難率が低い実態に対する改善策についてお答えいたします。津波被害に対する防災意識の向上に向けた取り組みとして、避難勧告、避難指示を理解していただくために、各世帯へのチラシの回覧及び広報誌、ケーブルテレビでの啓発、並びに防災指導員による防災出前講座の実施により、津波などの災害に関する正しい知識の普及、啓発を図っています。

次に三つ目の外国人、観光客等への来訪者への情報提供についてお答えいたします。

観光客などへの緊急情報の提供については、レジャー施設、宿泊施設などへ、志摩市防災ハザードマップの配付をしております。

緊急情報の伝達、避難誘導などの訓練は、志摩広域消防組合の指導で実施をしております。外国人に対する緊急情報の伝達等につきましては、今後、観光協会等と協議し、津波や地震に限らず、万が一の際に、観光客や外国人の方々が円滑に避難できる体制を検討していきたいと考えております。

次に4点目の災害時要援護者対策としての情報提供・伝達についてお答えいたします。

災害時要援護者、高齢者、障がい者対策につきましては重要課題の一つであります。情報の提供並びに伝達方法につきましては、健康福祉部を中心に今年度「志摩市災害時要援護者避難支援プラン全体計画」を策定します。この計画に基づき「個別避難支援計画」の策定を行い、要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図るとともに、地域の安全安心の体制の強化を図っていききたいと考えております。

津波を伴う巨大地震に対して、志摩市の予防対策・被害軽減策となる基本的なハード整備の現状と課題についてお答えします。

まず、海岸堤防の耐震性についてお答えします。

志摩市内の海岸保全等施設の耐震調査については、平成7年度に策定された「海岸保全全施設耐震点検マニュアル」に基づき、三重県が詳細検討の必要な施設及び区間を抽出することを目的として、液状化判定を含む簡易的な耐震点検を実施し、平成17年6月にその結果を整理、公表いたしました。点検業務としまして、三重県が管理する海岸保全施設213地区海岸を対象として、点検基準に基づき設定されている設計震度、震度5強から6弱程度で約75年に1回程度発生する可能性がある地震を想定し、施設の危険度を判定したものです。

三重県はこの点検結果をもとに詳細な調査、設計を行い、海岸施設の整備を順次行っております。

また、この耐震点検結果に加え、津波シミュレーション結果や施設及び施設背後の状況を考慮し、さらに関係各機関の意見も聞きながら、平成15年度

に策定されました「熊野灘沿岸海岸保全計画」に地震・津波に関する観点を追加して、平成21年度に見直しを県が行っています。

次に、市内の液状化の心配箇所の把握はできているのかについてお答えします。

液状化現象とは、地震の際に地下水位の高い砂地盤が振動により液状になる現象です。発生しやすい場所としましては、河口に位置する埋立地や港湾地域などの沿岸部です。志摩市の液状化が起りやすいと想定される地域につきましては、三重県が平成17年3月に発行した「三重県地域防災計画被害想定調査報告書」で東海・東南海・南海地震発生時の液状化危険地域として指定されています。

志摩市の液状化の危険度の高い地域は市南の沿岸部を中心に点在をしております。

主な地域としましては、浜島町では浜島支所から灯台までの海岸線、阿児町では鵜方小向井、安乗漁港付近、甲賀漁港付近、大王町では波切漁港付近、船越地区海岸線、志摩町では越賀漁港付近、御座地域海岸線、磯部町では磯部駅前付近、渡鹿野の一部、坂崎地区の海岸線などが液状化の危険度が極めて高い地域として想定されております。

ほかにも危険度の高い地点も点在をしております。

次に三つ目の耐震化基準をクリアし、海拔20メートルまたは15メートルを確保している避難所で、使用可能な公共施設の具体的な場所についてお答えいたします。

市が指定の地震・津波対応の避難所は、すべての施設が耐震基準を満たしております。

市が指定の避難所の海拔についてお答えをいたします。

・浜島町ですが、地震・津波対応の避難所が9施設ございます。

そのうち、海拔15メートルを確保している施設が、浜島小学校体育館と大崎会館の2施設で、これらはいずれも海拔20メートルを確保している施設であります。

・大王町ですが、地震・津波対応の避難所が12施設ございます。

そのうち、海拔15メートルを確保している施設が、波切小学校、大王公民館、大王柔剣道場、ともやま公園野外活動センター、波切中学校、大王健康管理センター「いきいき館水仙」、大王地域福祉センター「ゆうゆう苑」、

船越幼稚園、船越中学校、大王第三保育所、名田地区公民館の11施設で、20メートルを確保している施設は、船越幼稚園、船越中学校を除く9施設であります。

- ・志摩町ですが、地震・津波対応の避難所が10施設あります。

そのうち、海拔15メートルを確保している施設が、間崎いきいきセンター、片田小学校、越賀小学校、越賀中学校の4施設で、20メートルを確保している施設は、越賀小学校1施設です。

- ・阿児町ですが、地震・津波対応の避難所が14施設ございます。

そのうち海拔15メートルを確保している施設が、神杣多目的集会所、鵜方小学校体育館、阿児アリーナ、うらじろ集会所、神明小学校体育館、東海中学校体育館、安乗中学校、安乗保育所、安乗漁民センターの9施設で、20メートルを確保している施設が、神杣多目的集会所、阿児アリーナ、神明小学校体育館、安乗漁民センターの4施設でございます。

- ・磯部町ですが、地震・津波対応の避難所が17施設ございます。

そのうち海拔15メートルを確保している施設が、五知集落センター、ふれあい公園総合体育館、磯部中学校体育館、築地集落センター、山原集会所、栗木広センター、成基小学校体育館、桧山集落センター、渡鹿野島コミュニティ公園、的矢中学校体育館、梶坊集会所の11施設で、20メートルを確保している施設が、五知集落センター、ふれあい公園総合体育館、築地集落センター、栗木広センター、成基小学校体育館、桧山集落センター、的矢中学校体育館、7施設です。以上が市指定の避難所の海拔状況です。

次に四つ目の民間施設の避難所としての把握についてお答えいたします。市では民間施設の避難所としての状況は、把握はしておりませんが、今後、津波などの緊急避難場所として民間施設へ避難できる体制づくりについて、検討させていただきます。

次に、五つ目の町別に海拔20メートル、または15メートルを確保している一次避難場所は何カ所かについてお答えいたします。

- ・浜島町は、一次避難場所全部が77カ所で、

海拔20メートル以上は12カ所で、15メートルから20メートル未満が6カ所です。

- ・大王町は、全部で47カ所、

海拔20メートル以上は17カ所、15メートルから20メートル未満が9カ

所です。

- 志摩町は、全部で89カ所、
 海拔20メートル以上は15カ所で、15メートルから20メートル未満が
 19カ所です。
- 阿児町は、全部で123カ所、
 海拔20メートル以上は48カ所で、15メートルから20メートル未満が
 25カ所です。
- 磯部町は、全部で101カ所、
 海拔20メートル以上は40カ所で、15メートルから20メートル未満が
 13カ所です。

以上が、各自治会が指定している一次避難場所の海拔状況です。

現在、各自治会で一次避難場所の見直しを行っておりますが、今後、国・県
が発表する浸水予測調査結果により最終的な判断をしていきたいと考えて
おります。

次に、市内の漁港に整備されている漁協、関係団体の建物、製氷施設、冷
蔵施設への対応指導はどうなっているかにお答えいたします。

本年度、三重県におきましては、さきの東日本大震災への状況にかんがみ、
今まで沿岸漁業構造改善事業などで整備した荷さばき所や製氷施設等の構
造物について点検調査を行い、今後の施設の保全や耐震化のための基礎資料
を策定することになっています。

志摩市内の当該施設は121施設となっております。

今後はこの調査結果をもとに、三重県や施設建設の事業主体である漁業関係
団体と協議を進め、今後の減災対策へつなげてまいりたいと存じます。

1) 再質問

市長もいろいろな場面で示されている様に、

教訓としては、自分の身は自分が守る「自助」と市民の「防災意識の向上」
と啓発の重要性・必要性であったと理解いたします。

被害想定を行っても、想定外がある大自然の脅威には、技術的・物理的には、
絶対に対応できないことが証明された東日本大震災でありました。

人的被害を最小化するには、「防災」も勿論大事であるが、「減災」対策が一番
大切であると考えます。

「減災」のためには、

- ①市民の防災意識（まず逃げる）の徹底
- ②市全域で、一時避難場所の確保
- ③防げるものではないが、基本的なハード整備

と考えます。市長の見解は？

答 弁

市長（大口秀和）

「防災から減災へ」ということで、実際に災害を防ぐこともまず最優先課題ではありますが、被害を最小限に食いとどめる、自助、個人個人の災害に対する備え、心構えが大切だと思っております。減災についての想いは、今後ともいろいろな場面で市民各位に発信をしていきたいと考えております。

2) 再質問

①緊急情報の提供手段としては、設置されたデジタル行政無線並びに全戸無償貸与の個別受信器を活用すると答弁を頂きました。

しかし、受信電波難聴の地域・機器が現存すると聞きますが、現在の実態と不調の対処は如何するのか？

町別に具体的な数字は？ 難聴改善までメーカーは責任を持つか？

保障期間的な契約は？ 費用は？

又、現在の個別受信器の設置進捗状況は？ 担当部局に伺います。

答 弁

総務部長（山下 茂）

設置されたデジタル行政無線並びに無償貸与の戸別受信機等々の件について、現在、戸別受信機の個人向けの無償貸与分の配付状況につきましては、約2万2,400世帯で、うち配付済み世帯が約1万8,700世帯でございます。難聴地域への対策といたしましては、

現在、電波調査並びに外部アンテナ設置工事の人員も増員して、取り組み・鋭意努力しているところでございます。

具体的にはまず戸別受信機を取りに来ていただいて、聞こえるか、聞こえないか等々の返事をいただいております。

難聴のところは、まず電波の調査をいたします。置き場所の位置について、調査で検討を行い、置き直したりいたします。

なおかつ聞こえない場合につきましては、ダイポールアンテナで対応して、

さらに聞こえない場合は、三素子アンテナを設置の上、対応をさせていただいております。

それでも聞こえない時は、また他の方法を計画しております。

戸別受信機は、100%が聞こえることを目指して対応をしております。

②防災意識の向上・避難率が低い実態改善等の中で話しの有った、防災技術指導員の防災出前講座・講演について伺います。

私も、8/27に浜島自治会の主催で行った「防災出前講演会」に出席しました。参加人数は160名で、解りやすい講演内容で非常に好評でありました。防災技術指導員の黒田氏は、陸上自衛隊OBで、契約指導員であると聞きました。志摩市で技術指導して頂けるのはいつまでか？

解りやすい講演であり、志摩市の防災意識向上のためには有益な人材であると思いました。志摩市で数年活躍お願い出来ないのか？

防災意識向上啓発の為には、予算を組んで継続して貰うことを要望いたします。

答 弁

総務部長（山下 茂）

黒田氏につきましては、本市の嘱託職員として1年の雇用契約の中でお願いをしています。

それ以降につきましては、今後検討したいと思っています。

市長も、今回の震災対応・教訓の中で、自助の思想・市民の防災意識の向上、啓発が一番大事だという位置づけでございます。検討じゃなくて、予算を確保して設置する方向の答弁をお願い申し上げたい。要望しておきます。

③本年度に「災害時要援護者避難支援プラン」「個別避難支援計画」を策定との答弁でしたが、進捗状況を伺います。

*災害時要援護者の利用施設と、仮称「地震津波避難対策検討会議」を立ち上げ、早急な対策を行うべきです。 見解を伺います。

*要援護者の個人情報把握を、真剣に行うべきです。

当事者個々の了解があれば「個人情報の保護違反」には触れない。

答 弁

健康福祉部長（大杉正也）

災害時要援護者と申しますのは、災害が発生したときに、避難をする場合の助けが必要な方、高齢者であるとか、体が不自由な方、けがをしている方、病気を持っている方、こういう方を救助するというところでございます。

実施段階には、自助・共助の部分が9割を占めるということでございます。そこで各地区の自治会にお願いをして、その対象者の方の把握・避難方法等も自治会の中で話し合いを持っていただいるところでございます。

現在、各自治会でも既に要援護者のリストアップをされて、自治会がその対象者となる方を把握されているところもございます。

ほかの地区につきましても、同様に援護者のリストアップについて、協力をお願いしていきます。

市長（大口秀和）

「志摩市災害時要援護者避難支援プラン全体計画」を策定します。個人名も入ってまいります、その個人の方々にしっかりと相談をしながら、基本4情報につきまして、情報の提供・把握できるような形で自治会の方々にお示しをし、避難援護についてもしっかりと構築をしてまいります。

④レジャー施設、宿泊施設、関係団体と津波避難対策を検討のためのワークショップを行う考えはあるか？伺います。

⑤外国人・観光客、学校・子供、災害時要援護者等々に対する

「災害時対応計画」は縦割り行政の担当部署ではなく、横断的な体制を整え計画すべきです。市長の見解を伺います。

答 弁

市長（大口秀和）

防災計画の中では担当者が決まっておりますけれども、減災の意味で、先程、私が発表しましたその液状化に想定される地域につきましても、早速、回覧またはいろんな伝達を使いながら知らしめ、減災力についての公示を図っていただくようお願いしてみたいと思います。

*更に、要援護者、ホテル、旅館関係、商業関係、漁業関係等の皆さん方に関しましても、仮称「地震・津波避難対策協議会」を立ち上げて、常にキャッチ

ボールができるような体制のことも考えて頂きたいと、存じます。

3) 再質問

今回の震災から学んだことは、「人的被害を最小化する」には、海岸堤防などの基本的ハード整備と地域の防災力を高めるソフト対策を 並行して取り組み、「減災対策」を強力推進する事だと考えます。

志摩市の避難所・一時避難場所は、15m以下の所が多数あり、この事は大変な問題であります。国・県からの浸水地域の想定結果が出た時点でしっかりと見直しをして貰いたい。

①「一時避難場所の確保が困難な地区」の把握は、具体的に出来ているか？

*こうした地区には津波避難ビルの指定、避難タワーの整備・確保が必要であります。

*先の6月定例会で同僚議員にたいして、一時避難場所確保の為に、避難タワーについて十分精査すると、有効性を認めるニュアンスの答弁をされました。その後の展開を伺います。

答 弁

市長（大口秀和）

私も前回答弁いたしましてから市内でいろんな方とお話ししますと、防災に対して、言葉の定義、一次避難、二次避難、避難所、避難路など色々ありますが、こういったことをまず明確にしながら、広報で特集などを組みながら避難場所の提供、それから避難路はどこにあるかということ、まず市民の方々に情報提供してまいりたいと思っています。

「助かるタワー」は旧大王町当時からございます、今後、有効活用ができないものかということも考えており、自治会にも投げかけております。

子供たちの安全安心、市民の安心安全のためにも、そういったものを構築していきたいし、来年度の予算には反映させていきたいなと思っています。

まとめとして

*「災害は忘れたころにやってくる」と云う諺があります。

特に津波災害は発生間隔が長く、住民も行政も津波防災意識が風化しやすい。防災意識の継続をいかにするか？ も大切である。

加えて、高齢化率の上昇、災害時要援護者の増加傾向、一時避難場所や高台確保も難しい等、解決すべき課題は多く、災害に対する備えは完璧・万全とは言えません。

志摩市地域防災計画の策定は当然であります。防災意識の継続、防災対策を総合的かつ計画的に推進するために、又、安心安全な志摩市構築の為に、東日本大震災直後の、現在の防災意識の高い想いを風化させない為にも、市民に対する約束・契約にあたる、仮称「防災対策推進条例」を制定する考えはありませんか？
市長の見解を伺います。

答 弁

市長（大口秀和）

法的なことでありますので、検討していきたいと思っています。

以 上